

広島市告示第 4 3 7 号

令和 7 年 9 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 DCM・ひまわり瀬野川店

(2) 所在地 広島市安芸区中野東四丁目 5395 番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

3 変更事項

別紙のとおり。

4 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 2 5 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号

広島市安芸区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 1 6 日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年1月16日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

## 別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 役 職   | 代表者   | 住 所                        | 変更年月日・理由 |
|-----------------|-------|-------|----------------------------|----------|
| DCM株式会社         | 代表取締役 | 石黒 靖規 | 東京都品川区南大井六丁目<br>22 番 7 号   |          |
| 株式会社ププレひま<br>わり | 代表取締役 | 梶原 聡一 | 広島県福山市西新涯町二丁目<br>10 番 11 号 |          |

(変更後)

| 名 称             | 役 職   | 代表者   | 住 所                        | 変更年月日・理由                |
|-----------------|-------|-------|----------------------------|-------------------------|
| DCM株式会社         | 代表取締役 | 石黒 靖規 | 東京都品川区南大井六丁目<br>22 番 7 号   |                         |
| 株式会社ププレひま<br>わり | 代表取締役 | 畑 和彦  | 広島県福山市西新涯町二丁目<br>10 番 11 号 | 令和 7 年 3 月 1 日<br>代表者変更 |